

納税協会は幅広い公益事業を行っています

令和2年分 所得税・消費税等
確定申告相談会場

| 種別 | 納税協会(会員無料) | 種別 | 確定申告会場 |
|------|---|--------|--|
| 会場 | 安倍野納税協会 (3階会議室) 「テレワーク方式」による相談 ・受付 1階納税協会事務局 ・相談 3階相談会場 | 会場 | 安倍野税務署 (安倍野区三明町2丁目10番29号) |
| 相談日 | 2月16日(火)～3月15日(月) (土・日・祝は休み) | 開設期間 | 2月16日(火)～3月15日(月) (土・日・祝は休み) |
| 相談時間 | 午前9時30分 ～ 午後3時30分 (正午から午後1時までは相談は行っておりません) | 相談受付時間 | 午前9時から午後4時まで ・会場への入場は整理券が必要です。 ・整理券は会場で当日配付します。 ・整理券の配付状況に応じて、早めに相談受付を終了する場合があります。 ・来署される際はマスクの着用をお願いします。マスクを着用されていない場合、入場をお断りすることがあります。 ・会場内に筆記用具は用意しておりませんので、ボールペンなどの筆記用具や計算器具をご持参ください。 |



第223号
令和3年2月
発行所
公益社団法人 安倍野納税協会
安倍野納貯組合連合会
安倍野区三明町2丁目10-32
TEL 06 (6628) 0366
FAX 06 (6629) 2451
e-mail abeno@nk-net.co.jp
https://www.nk-net.co.jp/abeno/

納税協会指針
納税協会は
健全な納税者の団体として
税知識の普及に努め
適正な申告納税の推進と
納税道義の高揚を図り
企業及び地域社会の
発展に貢献します

納税協会に加入しよう
税金の相談は税理士先生が担当します。
経理や記帳についてアドバイスします。
企業保障プラン等の福祉制度を利用できます。
お問い合わせは
〒545510005
大阪市阿倍野区三明町2丁目10番32号
公益社団法人 安倍野納税協会
電話 06 (6628) 0366

・納税協会会場では、不動産・株式等の売買及び相続・贈与に関する相談は行っておりません。
・コロナ感染症拡大の予防のため、換気、社会的距離及び相談形式等に配慮したスタイルを採っておりますので、ご理解をお願いいたします。

- ① 確定申告にあたって
- 納税協会 相談会場開催分について
令和2年分のご相談は「テレワーク」方式により確定申告相談を実施します。
 - 「イメージ図」
相談者 → モニターを利用し相談(3階) 税理士先生
 - 混雑状況に応じて、早めに受付を終了する場合があります。
マスクを着用いただき、体調のすぐれない方の入場をお断りする場合があります。
 - 相談者で、筆記具・電卓等のご準備をお願いいたします。
 - 確定申告書の提出にあたって
個人番号の記載が必要です。
次のa又はbのいずれかの書類の添付が必要です。
a マイナンバーカードの写し(表裏)
b 通知カード(番号確認)及び運転免許証等、身元確認できる証明書の写し
 - 医療費控除について
医療費領収書の添付が必要となり、代わりに医療費控除の明細書又は医療保険者等が発行した医療費通知書の添付が必要です(領収書は5年間保存)。
 - 確定申告書作成コーナーの利用
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用下さい。
マイナンバーカードをお持ちでない方にe-Taxの利用 申告が便利です。

- ⑤ 相談にあたって
- I 事前の準備
売上・仕入、各経費項目等の集計を、さらに消費税の課税事業者の方は、税率ごとの区分経理を済ませておいて下さい。
- II 持参いただくもの
確定申告に必要な書類一式(決算書又は収支内訳書、確定申告書)
生命保険料控除証明書、年金控除証明書等、各種控除に必要な証明書
直近2年分の所得税及び消費税等の申告書控え及び決算書控え 印鑑
- III 申告相談
会員・非会員を問わず、どなた様でもご利用いただけます。
- IV 費用
・安倍野納税協会会員は無料
・会員以外の方は運営費用として6千円をご負担いただきます。
- ◇ 確定申告 税務カレンダー ◇
 ■ 贈与税の申告と納税 2月1日(月)～4月15日(木)
 ■ 所得税の確定申告と納税 2月16日(火)～4月15日(木)
 ■ 消費税等確定申告と納税 1月1日(金)～4月15日(木)
 ■ 振替納税日
 ■ 安心・確実な振替納税をご利用下さい。
 ・ 所得税第3期分延振替納税日 5月31日(月)
 ・ 所得税第3期分振替納税日 5月31日(月)
 * 確定申告時に手続が必要です。
 ・ 消費税振替納税日 5月24日(月)

税金のことをもっと知ろう

日本政策金融公庫国民生活事業からのお知らせ

◎事業を営むほとんどの業種の方へ

〈一般貸付〉

| ご融資限度額 | ご返済期間 | 利率(年利、固定) |
|---------|-------------------------|------------|
| 4,800万円 | 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 | 1.11~2.06% |

お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

◎マル経融資(経営改善貸付)(無担保・無保証人)

商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている方であって、商工会議所等の長の推薦を受けた方

| ご融資限度額 | ご返済期間 | 利率(年利、固定) |
|---------|-------------------------|-----------|
| 2,000万円 | 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 | 1.21% |

◎新たに事業を始められる方・事業を始められて7年以内の方へ

〈新企業育成貸付〉新規開業資金

| ご融資限度額 | ご返済期間 | 利率(年利、固定) |
|-----------------------------|-------------------------|------------|
| 7,200万円 (うち運転資金 4,800万円) | 運転資金 7年以内 設備資金 20年以内 | 0.30~2.70% |

「◎教育資金を必要とされる方へ」

〈国の教育ローン〉

| ご融資限度額 | ご返済期間 | 利率(年利、固定) |
|---|--|---|
| お子さま お1人につき 350万円 (海外留学は 450万円) | 15年以内 在学期間内で元金のご返済を据置くことができます。 (据置期間はご返済期間に含まれます。) | 1.68% (母子家庭、父子家庭、 年収200万円以下世帯 又は子ども3人以上かつ 年収500万円以下世帯 は、1.28%) |

・ご利用にあたっては、世帯の年間収入(所得)等の要件に該当していることが必要です。

(いずれも利率は令和3年2月1日現在)



お問い合わせは…

日本政策金融公庫 阿倍野支店
国民生活事業(融資相談係)

〒545-0053 大阪市阿倍野区松崎町3-15-12
TEL.06-6621-1453 FAX.06-6621-1480

阿倍野税務署からのお知らせ

令和2年分の確定申告をされた方へ

納付する税金のある方

| | 納期限 | 振替日 (振替納税をご利用の方) |
|-----------------------|------------------|---------------------|
| 申告所得税及び復興特別所得税 | 令和3年 4月15日(木) | 令和3年 5月31日(月) |
| 消費税及び地方消費税 (個人事業者) | 令和3年 4月15日(木) | 令和3年 5月24日(月) |

(注) 申告所得税及び復興特別所得税の延納をご利用の場合の延納分の納期限は、令和3年5月31日(月)です。
なお、振替納税をご利用の方は、延納届出をした場合でも、上記振替日に納税額の全額が引落とされます。

振替納税をご利用の方へ 事前に預貯金口座の残高をご確認ください。
残高不足等で振替納税できなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて、延滞税の納付が必要となる場合があります。

振替納税をご利用でない方へ 申告書の提出後に、納付書の送付やお知らせ等はありませんので、金融機関等で納期限までに納付してください。

納付は ご自宅・オフィスにいながら納付できます!
キャッシュレスをご利用ください!

振替納税 初めてのの方は、納期限までに振替依頼書のご提出を!

ダイレクト納付 e-Taxをご利用の方は是非!
ダイレクト納付利用届出書のご提出を!

クレジットカード納付
インターネットバンキング

振替依頼書及びダイレクト納付利用届出書(個人)は、**e-Taxで提出できます!** **NEW!** 令和3年1月から

パソコンやスマホからe-Taxソフト(WEB版・SP版)にログインし、必要事項を入力することで、**金融機関窓口の来印なし**にオンラインでの提出(電子証明書等添付不要)が可能となりました。*利用可能な金融機関については、国税庁HPをご確認ください。

還付される税金のある方

還付金のお支払いは、申告書を提出されてから **1か月から1か月半程度** 時間がかかる場合があります。あらかじめご了承ください。

「国税還付金振込通知書」の送付について
振込みの際には、税務署から「国税還付金振込通知書」を送付しますので、「氏名・銀行名・支店名・預金種類・口座番号(下3桁の数字は「***」で表示しています)」をご確認ください。

阿倍野税務署からのお知らせ

申告所得税、個人事業者の消費税並びに贈与税の申告期限は、
4月15日(木)に延長されています。

税務署の申告書作成会場は、
毎年大変混み合います！

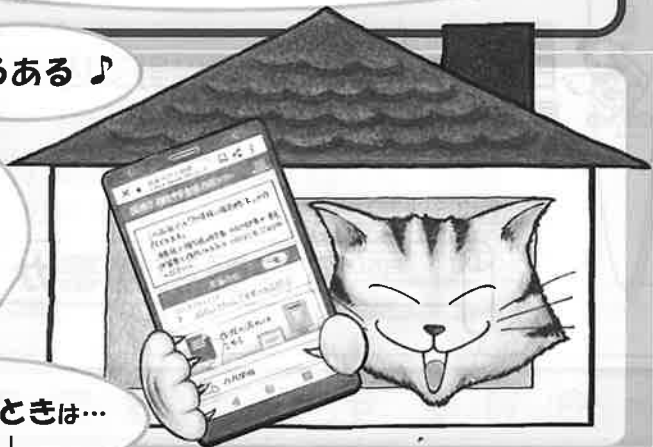


コロナやし…

税務署に行かんでええ方法ない〜？

あるある♪

スマホやパソコンから
e-Taxで送信！
または
郵送等で提出できるよ♪



※ 還付申告をされる場合は
2月15日(月)以前でも提出できます。

でも、困ったときは…
こちら↓

確定申告の一般的なご相談は「電話相談センター」へ！

最寄りの税務署へ電話をかけます

阿倍野税務署 06-6628-0221

(受付 8時30分~17時 土・日・祝日を除く。)

音声案内に従い0または1番を選択

申告書作成会場を「阿倍野税務署」で開設します

開設期間：令和3年2月16日(火)~3月15日(月) (土・日・祝日を除く)

相談受付時間：午前9時から午後4時まで (相談開始は9時15分からです)

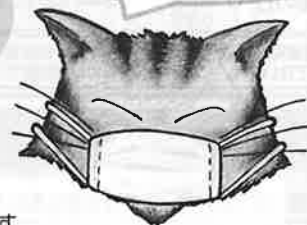
🐾 会場への入場は「整理券」が必要です！

🐾 整理券は会場当日配付します。

🐾 LINEでも事前発行しています。



マスクしてね！



- ※ 整理券の配付状況に応じて、早めに相談受付を終了する場合があります。
- ※ 阿倍野税務署の駐車場は狭いため、お車の来場はご遠慮ください。
- ※ 会場にお越しの際は、前年分の申告書の控え等をご持参ください。
- ※ 医療費明細書、決算書又は収支内訳書は、あらかじめ作成した上でお越しください。

- ☆ マスクを着用されていない場合、入場をお断りすることがあります。
- ☆ 咳・発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、入場をお断りします。
- ☆ 会場内に筆記用具は用意しておりませんので、ボールペンなどの筆記用具や計算器具をご持参ください。

詳しくは…

国税庁ホームページへGO!

確定申告

